

「住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書」を送付します

対象者

住宅貸付を償還期間 10 年（120 回）以上で借り受けた組合員

| 年末調整用 | 確定申告用 |
|--|--|
| 平成 27 年 1 月から令和 5 年 12 月までに借り受けた方には、 令和 6 年 10 月中旬 に送付予定です。 | 令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに借り受けた方には、 令和 7 年 1 月中旬 に送付予定です。 |

注意事項

特別償還または償還期間の変更により償還期間が 10 年（120 回）未満となった場合は、特別控除の対象外となるため証明書が発行されません。

住宅借入金等特別控除を受けるための要件等は、
最寄りの税務署または国税庁のホームページでご確認ください。